

議案第 8 号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例（昭和 5 1 年川崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 1 3 条第 2 項中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 3 条第 2 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、印鑑の登録を受けることができない者を成年被後見人から意思能力を有しない者に改めること等のため、この条例を制定するものである。